

発行日：2007年4月28日

人事労務レポート

今回のテーマ

平成19年改正雇用保険法

< 受給資格や給付内容も変更されます >

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒181-0013 東京都三鷹市下連雀3-27-1
三協ビル3F
TEL：0422-49-7340 FAX：0422-49-7381
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
URL：http://www.ys-office.co.jp

平成19年4月19日に改正雇用保険法案が衆院本会議で可決・成立しました。4月からの保険料率の改正については事前にお伝えしましたが、保険料率以外にも受給資格や給付内容等、重要な改正点があります。

今回は従業員を雇用するうえで、知っておきたい改正雇用保険法のポイントを解説します。

1. 保険料率の引き下げ

新卒採用者数の急増、失業率の低下にみられるように雇用情勢の改善が進み、雇用保険財政においても収入(雇用保険料等)が支出(失業給付等)を上回り、積立金残高が増加しています。こうした財政の安定を背景とし、平成19年4月より保険料率が引き下げられました。

【完全失業率】

4.5%(平成17年3月) **4.0%**(平成19年3月)

【基本手当受給者数(年度月平均)】 (千人)

H13	H14	H15	H16	H17
1,106	1,048	839	682	628

(厚生労働省 平成18年実績評価書)

< 雇用保険料率 >

改正前(平成19年3月まで)			
	合計	本人負担	会社負担
一般事業	19.5/1000	8/1000	11.5/1000
農林水産・清酒製造業	21.5/1000	9/1000	12.5/1000
建設の事業	22.5/1000	9/1000	13.5/1000



改正後(平成19年4月以降)			
	合計	本人負担	会社負担
一般事業	15/1000	6/1000	9/1000
農林水産・清酒製造業	17/1000	7/1000	10/1000
建設の事業	18/1000	7/1000	11/1000

2. 受給資格要件の変更

今まで週所定労働時間が20時間以上30時間未満の従業員を短時間被保険者、30時間以上の従業員を一般被保険者として区分していましたが、この被保険者区分がなくなります。

また、それに伴い雇用保険の基本手当の受給資格要件(受給するために必要な加入期間)も変更されます。

【改正前】

- ・一般被保険者：6ヶ月(各月14日以上)
- ・短時間被保険者：12ヶ月(各月11日以上)



【改正後】

- 週所定労働時間ではなく、退職理由で違いが出る。
- 自己都合：**12ヶ月**(各月11日以上)
- 会社都合：**6ヶ月**(各月11日以上)

平成19年10月1日以降に退職した人が対象となります。「雇用保険は6ヶ月加入するともらえるようになる」と覚えている方もいらっしゃると思いますが、自己都合や期間満了による退職の場合は加入期間が12ヶ月必要となりますので、ご注意ください。

3. 育児休業給付の増額

育児休業給付金の給付率が休業前賃金の40%から**50%**に引き上げられます。

【改正前】

休業期間中 30% + 職場復帰後 10%



【改正後】

休業期間中 30% + 職場復帰後 **20%**

なお、この増額は暫定的な措置であるため、平成19年4月1日以降に職場復帰した人から平成22年3月31日までに育児休業を開始した人までが対象となります。

育児・介護、若年者雇用等に関する助成金も今年度拡充される予定です。詳細が決まり次第、皆様にお伝えしたいと思います。

今月の主な労務・税務の手続き

・労働保険年度更新(期限が6/11までに延長されました。)

コラム

過去の雇用保険料率の推移を見て気づいたのですが、バブル景気の頃も保険料率は一定でした。余っていたであろう大事な保険料はどこにいったのでしょうか。雇用保険事業の失業等給付に関する積立残高は、約1兆6千億円(労働保険特別会計、平成16年度)もあります。山奥に「~しごとセンター」等を作るのだけは止めてほしいです。